

◎ハンセン病問題の促進に関する法律

(平成二〇年六月一八日法律第八二号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年六月六日・衆議院本会議)

○茂木敏充君 ただいま議題となりましたハンセン病問題の解決の促進に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

ハンセン病問題に関しては、ハンセン病の患者であった方々が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は深くおわびをするとともに、悔悟と反省の念を込めて、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することといたしました。

この法律に基づき、ハンセン病患者であった方々の精神的苦

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

痛に対する慰謝と補償の問題の解決を図り、また、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講じられているところであります。

しかしながら、ハンセン病に対する偏見やハンセン病患者であった方々等に対する差別はいまだに根強く、隔離政策に起因してこれらの方々が受けた身体、財産への被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の部分が多く残されています。

とりわけ、ハンセン病患者であった方々の高齢化が進み、また、ハンセン病療養所に居住する入所者の数も大きく減少する中で、ハンセン病の患者であった方々等が、地域から孤立することなく、良好かつ平穩に生活する環境を確保するための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれます。

本案は、こういった状況にかんがみ、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病の患者であった方々の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して必要な療養を行うものとし、入所者の意思に反して退所させてはならないものとする事、

第二に、国は、国立ハンセン病療養所における医療及び介護の体制整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三に、国は、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体または地域住民の利用に供することができるものとする。

第四に、国は、ハンセン病患者であった方々の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため必要な措置を講ずるものとする。

等であります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二〇年六月一日)

○岩本司君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因するハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。